

（１）大学・学科の設置理念

①大学

本学は、昭和28（1953）年、社会事業専門従事者の養成を目的に、「我が如く等しくして異なること無からしめんと欲す」を精神的根源として名古屋市昭和区滝川町に開設された中部社会事業短期大学を前身とする。その後、昭和32（1957）年、日本で最初の四年制社会福祉学部が発足、日本福祉大学と改称した。教育研究上の理念である建学の精神を具現化するため、「学校教育法に則り、人間および社会に関する諸科学を総合的に教授・研究し、高潔なる人格と豊かなる思想感情を培い、社会にとって有為な専門家であり、かつ地域社会に貢献できる人材を養成することを目的とし、広く人類社会の発展に寄与することを使命とする（日本福祉大学学則第1条より）」ことを目的としている。

現在、美浜キャンパス（所在地：愛知県知多郡美浜町）に社会福祉学部、教育・心理学部、スポーツ科学部、福祉経営学部、スポーツ科学研究科を、半田キャンパス（所在地：愛知県半田市）に健康科学部を、東海キャンパス（所在地：愛知県東海市）に経済学部、国際福祉開発学部、看護学部、看護学研究科を、名古屋キャンパス（所在地：名古屋市中区）に社会福祉学研究科、医療・福祉マネジメント研究科、国際社会開発研究科、福祉社会開発研究科を配置する、4キャンパス8学部6研究科を擁する福祉分野を中心とした「地域に根ざし、世界を目指す『ふくし¹の総合大学』」として、教育研究を展開している。また、教育標語として「万人の福祉のために、真実と慈愛と献身を」を掲げ、真理の探究と人間の尊厳を基に、21世紀の新しい社会福祉の構築に貢献する指導的人材を養成することを教育目標としている。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

急激に社会が変化する現代、子どもたちを取りまく「生きづらさ」に肉薄できる教育専門職の養成が求められている。個別には、いじめ、不登校、貧困、虐待、非行、暴力、ひきこもり、発達障害、さらには外国ルーツや性的マイノリティの子ども、ヤングケアラーの顕在化等喫緊の社会的課題があり、諸施策及び法令の施行が進められている。

しかし、こうした課題に通底する「生きづらさ」に立脚した指導や援助・支援は道半ばであり、その克服には子どもの幸福追求権（日本国憲法）や子どもの最善の利益（子どもの権利条約）を通じた行動指針と行動倫理に習熟した教育専門職の養成が待たれる。特に障害者の権利に関する条約（2014）や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（2013）は、市民としての子どもの人格形成にとって不可欠であり、その具現者が求められる。また、児童福祉法の一部改正（2018）による社会的養護をめぐる教職員の役割、及び学校と自治体、児童相談所の連携強化も、教育、福祉、心理、療育等の多職種協働（他職種理解）という新たな教師の専門職性の意義を自明とする。

以上のような社会的背景の認識のもと、学校教育学科は、インクルーシブな社会を形成する教育専門職の養成を目的とし、以下のような視点から教育課程を編成する。

- 1）子どもたちに「生きる力」や学習の意義の理解に向けた「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」を育てることのできる教育専門職（スペシャリスト）養成。
- 2）子どもたちが抱える生活上の困難の対応に向けて、心理、保育、福祉、医療、保健、司法の諸分野に関する基礎知識を備え、関係する他職種と連携できる教育専門職（プロフェッショナル）養成。

¹ 「ふくし」：「福祉」の広がりを表し、「いのち（健康や医療）」「くらし（漢字の福祉や経済）」「いきがい（教育や発達）」の3領域の統合、及び「ふつうの（ふだんの）・くらしの・しあわせ」という意味を含む。

ヨナル) 養成。

今回の専修から学科への転換にともなう課程認定申請は、小学校・中学校・特別支援学校の校種をこえて、教育実践、学校福祉・特別ニーズ教育、人間・社会探究という視点から、特色あるカリキュラムを編成し、上記の目的を達成しようとするものである。とりわけ本学が「ふくしの総合大学」である点をふまえて、様々なニーズのある子どもおよび家庭支援に取り組むことのできる、福祉的な知識やスキルを備えた、〈福祉に強い専門職〉の育成を重視している。子ども・青年の自立への苦悩に共感し、生きる希望と勇気を育てる専門家の育成に取り組んでいく。この点が本学ならではの特徴である。

(2) 教員養成の目標・計画

①大学

本学は、昭和 28 (1953) 年に中部社会事業短期大学として創立されて以来、すべての人が、安全に、安心して、その人らしく幸せな生涯を送ることができるような福祉社会の担い手となる専門職者の養成に力を注いできた。本学の建学の精神では「この悩める時代の苦難に身をもって当たり、大慈悲心、大友愛心を身に負うて社会の革新と進歩のために挺身する志の人」を養成したいとの決意を述べている。永遠向上の世界観と大慈大愛に生きる人生観を把握した健全な人格を育て、広い世界観を持ち、人類のために自己を捧げることを惜しまない志のある広い人間性を持った人間の育成が、その精神の根幹にある。よって、全ての人々が人間としての尊厳と人権が守られ、健康で文化的な生活を送ることができ、人間としての限りない発展が可能になる社会を形成するためには、本学の建学の精神に基づく教育は極めて意義があるものと考え、それは、今日の教育が立ち返るべき道を示唆するものであり、教員養成においてもこの建学の精神に基づいた教育が必要不可欠と考え、これを実践しているところである。

学校教育現場のさまざまな困難の克服は、教育の主体者である教師の資質向上なくして成り立ち得ない。そのためには、現職教育を含めた教員養成の在り方が問われることになるが、特に教師養成の軸になっている大学における教職課程の充実が、何よりも重要である。

具体的には、教育指導の力量を高めるために、人間教育の基礎となる広い視野を育てる教育学、心理学、社会学等の科目により論理的・専門的な知識を得させ、更にその上に立って教職インターンシップ、教育実習、教職実践演習等の実践的な教育やボランティア活動による社会経験を通じて、総合的な教師養成の体系を追究することが必要であると考え、取り組んでいる。また、教職課程センターを全学機関として設置し、教職課程に関する事項全般を円滑、効果的に運営するとともに、その充実を図ることに努めている。教職課程センターにおいて学生個々に細やかな指導ができる態勢を整え、課程認定学科とともに、学生が教師として成長していく支援にも努めている。

なお、本学における教職課程は、昭和 36 (1961) 年度より幼稚園、昭和 38 (1963) 年度より中学校・社会科及び高等学校・社会科（現在は公民科、地理歴史科）を置き、さらに平成 14

(2002) 年度からは高等学校・福祉科の課程、平成 15 (2003) 年度からは高等学校の情報科と商業科の課程、平成 20 (2008) 年度からは小学校の課程、平成 29 (2007) 年度からは中学校・保健体育科及び高等学校・保健体育科の課程を加え、これらを基礎免許状とする特別支援学校教諭の養成も全国に先駆けて行ってきた。

このように本学は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教諭とともに、多くの特別支援学校教諭の人材育成に努めており、その結果、本学が輩出した教員免許取得者は、電子データとして保存されている昭和 58 (1983) 年度からの累計だけで、延べ 16,000 名近くとなり、特別支援学

校教諭については、2,800人を超える資格取得者を社会に送り出している。今日、特に特別支援学校教諭となった多くの卒業生は、校長・教頭等の管理職となり、愛知県を中心として全国の学校教育の現場で活躍している。その成果の一つとして、これらの卒業生が、本学の授業の中でゲスト講師として教壇に立つ、或いは教員志望学生に対する援助・助言を行うなど、卒業生と連携した指導も行われている。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

教育・心理学部 学校教育学科

教育・心理学部では、子どもたちの豊かな人間形成を保障し、成長・発達に応じた保育・教育・心理的な課題に専門的に対応できる専門家を養成する。そのために、①子どもとは何か、教育とは何か、保育とは何かについて理論的・思想的に学ぶとともに、②子ども理解の方法や子どもを指導・援助する方法を実践的に学ぶ。また、これらを支える③人間・社会・自然に関する幅広い教養を身に付けるような学びをつくっていくことを、カリキュラムの中心課題としている。すなわち、学校教育学科では、乳幼児から学童期・思春期までの子ども、青年たちの成長・発達を指導・支援・援助できる専門職の育成をめざすものである。

前身の子ども発達学科では、2008年の設置以来、乳幼児期から学童期、思春期の園児・児童・生徒の成長・発達を支援し、援助・指導できる専門職の育成を教育目標としてきた。とくに「教育者・保育者としての使命感や責任感」「社会人としての社会性、対人関係能力」「幼児・児童・生徒理解の能力」「教育者・保育者としての実践的指導力」という4つの教師像を「履修カルテ」で示すとともに、学科で開設している講義・演習・実習、課外活動等で身につけた知見を4つの教師像にしたがって自ら整理するよう求めてきた。これにより、学生たちは入学の動機を再確認し、自ら理想とする教師像を描き、そうした問題意識をもって講義等に参加するようになってきている。また、教職インターンシップ、学校や地域でのボランティア活動での学生の活躍が評価されてきた。

とりわけ学力の三要素を身につけさせることのできる実践的な指導力の育成や、生涯にわたって学び続ける力の育成に取り組んでいる。さらに、隣接学科に保育士及び幼稚園教諭養成課程を設置し、また心理臨床学科を設置していることから、福祉や心理学の知識やスキルを身につけながら、貧困、虐待、発達障害、外国籍・無国籍児および家族支援等の課題にも取り組むことのできる教員を養成する。今後特別支援教育の専門性を有する教員は教育現場でより求められる状況である。本学科ではこれまでも特別支援教育を学ぶ履修モデルを設定して、特別支援学校教員の養成を行ってきた。今後も引き続き「知的障害」「肢体不自由」を中心に特別支援教育の専門性をより高め、「ふくし」の力量を備えた教員養成をめざしていくものである。

（3）認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

教育・心理学部学校教育学科

特別支援学校教諭1種免許状（知的障害・肢体不自由）

「ふくしの総合大学」である本学が目指すのは、「福祉的センス」のある教員の養成である。「福祉的センス」のある教員とは、貧困、いじめ、不登校、虐待、障害など、様々なニーズや課題のある現代の子どもに対し、何よりもまず、子どもの最善の利益を追求し、正面から向き合い、子どもの声に傾聴し、子どもの気持ちに寄り添うことのできる教員である。また、それぞれの子どもが抱えているニーズや課題に対しの確に対応し、必要に応じて、地域や家庭、関連諸機関、心理職や福祉職などの多職種と連携して問題解決にあたることができる教員である。そのた

めに、子どもの発達や障害に対する正しい知識・理解、そして、教員として基本となる教科指導や生活指導にかかわる制度、内容・方法を、理論的かつ実践的に学ぶことはもとより、幅広い教養を身につけて豊かな人間性を育むことや、子どもを取り巻く現代社会の多様な問題を理解し、多職種連携を行うための知識と技能が必要となる。このように、子ども支援の専門家となることができるように、カリキュラム全体を通して学習と研究を進めていく。

上記のような教員を養成するために、以下のような力を育てることを目的とする。

- ・授業づくりの基礎となる教科指導や生活指導の知識・技能を、理論的・実践的に学び身につける。
- ・人間や環境・社会について理解し、考えるための基本的教養を身につける。
- ・貧困、虐待、発達の困難等をはじめとする特別な教育的ニーズのある子どもを支援・援助するための、子どもに関わる専門職としての力量を身につける。

以上は現代の教員として必ず身につけなければならない能力であるが、教育は子どもとかかわる仕事である以上、ひとりひとりの子どもと向き合い、声にならない声を聴こうとする姿勢を持ってかかわることが必要である。そのためには、トラブルや問題行動への対応方法を知識やマニュアルとして覚えるのではなく、子どもの困難の背景を探り、表面に現れた問題だけでなく、子どもの感情や情動を共感的に受けとめることを学ぶ必要がある。したがって、子どもが自らの問題に立ち向かえるように共に考え支援していくという、子どもに寄り添うことを追究し学び成長し続ける教員としての姿勢を、大学での学びを通して身につけることを重視している。

学校教育学科では小学校教諭1級免許状取得を目的として、教科指導や生徒指導・生活指導、学級経営等、教育実践に関わる演習的科目、教科内容論と教科指導法を結合した演習的科目を開設し、実践的指導力を身につけさせることに取り組み、さらには学科開設以来、大学のある美浜町の協力を得て実施してきた2年生と4年生の教職インターンシップを充実させてきた。加えて、本学の教職課程の基本理念である「福祉系大学の特徴を生かして、貧困・虐待・発達障害をはじめとして、福祉と教育とが連携し協力して解決しなければならない問題にも取り組むことのできる力量を育てていく」を、より一層、重視するべきことととらえている。

今回、小学校教員1種免許状を基礎免とする特別支援学校教諭1種免許状（知・肢）取得のための課程認定申請を行うことは、以下のような目的を持つ。本課程では、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱児、発達障害、重複障害の各障害を中心としながら、特別な教育的ニーズのある子どもの困難を理解し、教育における具体的な支援を学び、また、多職種との連携による子ども及び家庭を支える実践的な力量を身につけることを目標としている。本学科では特別支援教育の学習を中核とする履修モデルを設定しており、免許取得のみならず、専門的な力量と実践力を持った教員の育成を目指し教育課程を編成している。具体的には、特別支援教育の基礎を学ぶ「特別支援教育論」をはじめ、各障害の「心理・生理・病理」「教育論」を学ぶ講義科目及び各障害の実際の教育課程を学び実践につながる力を育てる演習科目である「指導法」といった授業を開設している。中でも、特別支援学校において児童・生徒数の多い「知的障害」「肢体不自由」を中心として深めていくことを教育課程の柱とし、高い専門性と実践の力を備えた教員養成をめざすため、課程認定申請を行うものである。

様式第7号 イ

Ⅰ. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

①

組織名称:	日本福祉大学教職課程センター
目的:	本学の教職課程に関する事項全般を円滑、効果的に運営するとともにその充実を図る
責任者:	日本福祉大学教職課程センター長
構成員(役職・人数):	大学評議会選出のセンター長(1名)、運営委員(教員養成を行う学部・学科の科目担当教員から各1名以上)、センター兼任教員(現在2名)、および教職課程事務室長(1名)で構成する。
運営方法:	定例会議を1ヶ月に1回程度、開催している。その他、実習時期、緊急の課題や問題が発生した場合などには適宜、召集して会議を開催している。また、教職課程専用のメーリングリストにて日常的に情報の共有と交換を行っており、各委員間の共通認識が図られている。 日本福祉大学教職課程センターでは、教職課程教育の方向性や方針・施策を策定するとともに、教職課程運営に関する様々な問題についても検討し、全学の統一的な方針に基づいて対策を講じている。具体的には、大学としての教員養成理念に基づく教職課程運営に関する調整、教職に関する科目の教育計画編成、実習指導内容の検討、実習巡回の調整、学生の学校ボランティアへのサポートなどである。とりわけ、教育実習に関しては特別支援学校での実習を含めたすべての校種の実習指導を担っている。また、教職課程設置学科がある美浜キャンパスと東海キャンパスにセンター室を設け、教職に関する資料閲覧や自主活動が可能になっており、運営委員・センター兼任教員による学習相談・進路相談も実施している。 なお、大学としての対応や重要な判断が必要な場合は、全学教務委員会や大学運営会議等に課題を提起し、全学的な合意が形成されるようにしている。学部との個別的な調整事項は、学部・学科の運営委員を通じて、各学部教授会と連携する仕組みとしており、委員は学部の教職課程教育の効果的な運用と推進に中心的な役割を果たしている。

②

組織名称:	学校教育学科実習委員会
目的:	学校教育学科で行う教育実習(小学校、中学校、特別支援学校)の年間計画の策定と評価を行う。
責任者:	学校教育学科長
構成員(役職・人数):	学校教育学科教員(小学校、中学校、特別支援学校の担当各1名)。

運営方法:

3か月に1回をめぐり、年間の実習スケジュール、実習ごとの学生数、巡回・訪問件数の確認と指導担当教員の配置を行い、各実習が円滑に行われるように実習計画を策定している。実習資格要件や実習の申し込みは学部教務委員会と情報を共有し、実習中の実習校との対応は各実習の担当教員の責任で行い、委員会で情報を集約している。また他学部の教職課程と同一校種で行われる教育実習の指導内容・方法の検討や介護等体験については、全学的組織である教職課程センターと協議しながら進めている。

(2) (1)で記載した個々の組織の関係図

別紙組織表を参照

Ⅱ. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

- 教職インターシップⅠ(2年次、通年、2単位、選択)において、美浜町・武豊町・南知多町教育委員会の指導主事に講話をしてもらっている。
- 教職インターシップⅠにおいて、美浜町・武豊町内のすべての小中学校および南知多町の一部の小中学校(小学校11校、中学校5校)に学科の教員を担当者として配置し、学生の状況視察を兼ねて年に2～3回訪問し、大学に対する要望など聴取している。
- 美浜町教育委員会管内の校長会、教務主任会、研究発表会などに出席し、大学と小中学校との連携の在り方やアイデアを交流している。
- 特別支援学校教員養成および実習については、愛知県教育実習私大協議会を通して愛知県教育委員会・愛知県特別支援学校長会と連絡・調整を行っている。ここでは特別支援学校における教育実習校の調整、実習の反省会の開催、特別支援学校教員養成における意見交流や、県内の特別支援学校と大学との連携の在り方に関する検討も行っている。
- 愛知教員養成コンソーシアム連絡協議会に参加し、「高校生とともに教師の魅力を考えるフェスタ」などの取組みに連携・協力している。

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

①

取組名称:	教職インターンシップⅠ
連携先との調整方法:	学部の担当教員・職員と美浜町・武豊町・南知多町教育委員会・各学校の教務主任との協議、及び校長会での意見交換。
具体的な内容:	美浜町・武豊町内のすべての小中学校および南知多町の一部の小中学校(小学校11校、中学校5校)に2年生を配置し、40時間の学校体験を行

う。活動内容は、1)プリントの印刷・配布や漢字テストの採点、机間巡視・机間指導、ノート、ドリルの丸つけ、プリントや問題集等の解説、授業の準備や後片付け(体育、理科、家庭など)、特別支援学級の児童への付き添い など授業・学習への補助、2)朝自習、給食指導、給食費徴収、放課後学力補充教室等の学習支援、休み時間の遊び、係・当番活動の援助、など学級づくりへの補助、学校行事(運動会、卒業生を送る会など)への参加と補助、課外活動への参加、部活動、クラブ活動、委員会活動等への参加と補助、登下校指導、掃除指導、校内整備等、校内研究会への参加などの学校経営等への補助など、授業を除く教員のあらゆる仕事を体験する。

16の小中学校に学部の教員を担当として配置し、年3回程度訪問指導をする。また、事後のまとめを学校ごとに行ったあとで、全体での経験交流会を行っている。

②

取組名 教職インターンシップⅡ(美浜町)

称:

連携先 学部の担当教員・職員と美浜町教育委員会・各学校の教務主任との協議、及び
との調 校長会での意見交換。

整 方

法:

具 体 的 教員採用試験の合格者及びインターンシップⅡを強く希望する4年生を対象
な 内 に、後期に1週間程度、美浜町内の小学校で、翌年度4月から学級担任や授業
容: づくりをするにあたって必要な知識、考え方、技術などを学ばせている。インター
ンシップⅠと同じように、学校ごとに担当教員を配置し、訪問指導及び意見交換
を行っている。

③

取組名 教職インターンシップⅡ(愛知県立半田・ひいらぎ特別支援学校)

称:

連携先 学部の担当教員・職員と愛知県立半田特別支援学校・愛知県立ひいらぎ特別
との調 支援学校との協議

整方法:

具 体 的 教員採用試験の合格者及びインターンシップⅡを強く希望する4年生を対象
な内容: に、特別支援学校において、翌年度4月から学級担任や授業づくりをするにあ
たてに必要な知識、考え方、技術などを学ばせている。担当教員を配置し、訪
問指導及び意見交換を行っている。

④

取組名	学校ボランティア
称:	
連携先	教職課程センター長と教職課程センター担当教員が受け入れ校と協議
との調	
整方	
法:	
具体的 な内 容:	教職希望の学生を募り、要請のあった学校に対して学生のボランティア(学校 な内 サポーター)を派遣している。2022 年度は、美浜町立奥田小学校に 1 名、南知 容: 多町立内海小学校に 1 名、そのほか南知多町立内海中学校などに学生を送り出 している。活動内容は様々であり、通常学級や特別支援学級の授業の支援をは じめ、公務全般の仕事の支援を行っている。

Ⅲ. 教職指導の状況

入学時のカリキュラムガイダンスにおいて、教育職員免許法の趣旨及びこれにもとづく大学の教職課程について説明する。その後、学年末に学習オリエンテーションを開催し、一人ひとりの単位修得状況を把握するとともに次年度の学習計画の策定を援助している。また事務局に教職課程の相談窓口を設け、履修指導を行っている。

4年後期の教職実践演習のための履修カルテを自学自習のためのワークブックとして作成し、ゼミ担当教員が指導している。履修カルテは、A. 教育者としての使命感や責任感、B. 社会人としての社会性、対人関係能力、C. 児童・生徒理解の能力、D. 教育者としての実践的指導力の4つのスコープと、1. 入学前の経験、2. 大学の授業等、3. 課外活動等(ボランティア、サークル、アルバイトなど)の3つのシークエンスで構成される12の単元(ユニット)ごとに、1200字のレポートを課し、さらに学科教員が推薦する文献を10冊以上読了することを課題としている。レポートはすべてWEB上にゼミごと・個人ごとのフォルダをつくって保管し、ゼミ教員が定期的に進捗状況の点検やレポート内容について指導している。

教職課程の授業においては基礎的な理論を講義するほか、教科教育法では指導案作成や模擬授業にとりくんでいる。教育実習Ⅰ(事前指導)においては、模擬授業づくりのためのグループワークを教科・領域ごとに担当教員を決めて行っている。また、授業記録や実践記録の書き方及びそれを使った分析方法の演習も併せて行っている。

特別支援学校の教職課程の授業においては基礎的な理論を講義するほか、知的障害児指導法・肢体不自由児指導法では指導案作成や模擬授業にとりくんでいる。障害児教育実習Ⅰ(事前指導)においては、実習校の実習担当教諭の講話や授業づくりのためのグループワークなどを行っている。

教育実習Ⅱ・障害児教育実習Ⅱでは、すべての実習生に担当教員を配置している。実習生は実習期間中に授業記録と実践記録を一回以上作成し、担当教員に送付する、担当教員は記録にコメントを付して返送するという方法で指導している。愛知県内と要請のあった学校等については訪問して指導を行っている。



様式第7号ウ

＜教育・心理学部学校教育学科＞

(認定課程:特別支援学校教諭一種(知・肢))

(1)各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	○ 大学で学ぶために必要な学習方法を身につける。 ○ 教師になることの意味について理解する。 ○ 障害や障害児・者の生活についての基礎的事項を理解する。
	後期	○ 教育の本質や制度など教職に関する基礎的な知識や考え方ができる。 ○ 発達についての基礎的事項を理解する。
2年次	前期	○ 知的障害児の心理や病理を理解する ○ 特別支援教育の基礎的な知識を獲得する。
	後期	○ 肢体不自由児の心理や病理を理解する。 ○ 特別支援教育の教育課程に関する基礎的知識を身に付ける。
3年次	前期	○ 知的障害児の教育方法や授業づくりの基礎的知識を身に付ける ○ 発達障害や重度重複障害児など、多様な障害について理解する。
	後期	○ 肢体不自由児の教育方法や授業づくりの基礎的知識を身に付ける。 ○ 発達障害や重度重複障害など、多様な障害に対応する、教育方法の基礎を身に付ける。 ○ 基礎免許の教育実習において、学校における授業、教科外の諸活動、学校経営について体験的に学び、教師として必要なスキルや考え方を身につける。
4年次	前期	○ 特別支援学校における教育実習に向けて、実習の心得や実習校の教育についての基礎的知識を十分に備える。
	後期	○ 特別支援学校における教育実習において、教育の諸活動、学級経営などについて実践的に学び、さらに教育実習の事後指導において実習の成果を確認する。 ○ 4年間の学びを振り返りつつ、卒業後ただちに教壇に立てるための知識・スキル・態度・考え方を身につける。

様式第7号ウ（特支）

＜教育・心理学部学校教育学科＞（認定課程：特別支援学校教諭一種（知・肢））（基礎免許状となる課程：小学校教諭一種）

(2) 具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称					
		基礎となる教諭の免許状に関する履修カリキュラム				特別支援教諭免許状に関する履修カリキュラム	その他教職課程に関連のある科目
年次	時期	教育の基礎的理解に関する科目等	教科（領域）に関する専門的事項	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	特別支援教育に関する科目	
1年次	前期	教職入門		社会福祉論	フレッシュマン・イングリッシュⅠ-1		障害学入門
		教育原理			フレッシュマン・イングリッシュⅡ-1		
					情報処理演習Ⅰ		
	後期	教育制度論				知的障害児の心理	
		特別支援教育概論			日本国憲法		
		教育と発達の心理学					
		教育課程論					
	通年				スポーツ実技		
2年次	前期	教育方法論（情報通信技術の活用含む）	国語科研究	児童家庭福祉論Ⅰ		特別支援教育論	
			社会科研究			知的障害児の生理と病理	
			音楽専門研究Ⅰ			肢体不自由児の心理	
			造形専門研究Ⅰ			発達障害児論	
			スポーツ専門研究Ⅰ			視覚・聴覚・病弱児論	
	後期	生徒・進路指導論	理科研究	児童家庭福祉論Ⅱ		知的障害児教育論	発達障害児指導法
		国語科教育法	生活科研究			肢体不自由児の生理と病理	
		社会科教育法	家庭科研究			特別支援教育課程論	
		図画工作教育法	外国語研究				
		音楽科教育法	算数科研究				
		体育科教育法					
	通年			教職インターンシップⅠ			
3年次	前期	算数科教育法				知的障害児指導法	聴覚障害児の心理・生理・病理
		理科教育法				肢体不自由児教育論	重度重複障害児教育論
		生活科教育法					動作法
		家庭科教育法					病弱児の心理・生理・病理
		外国語教育法					
		総合的な学習の時間の教育法					
		道徳教育の理論と方法					
		教育相談の基礎と方法					
		特別活動方法論					
		教育実習Ⅰ（小・事前事後）					
	後期	教育実習Ⅱ（小）		教育福祉論		肢体不自由児指導法	聴覚障害児指導法
						重度重複障害児指導法	特別ニーズ教育論
4年次	前期		音楽専門研究Ⅱ				障害児アセスメント演習
			造形専門研究Ⅱ				障害児教育特論
			スポーツ専門研究Ⅱ				
	後期	教職実践演習（小中）		教職インターンシップⅡ		障害児教育実習Ⅱ	
	通年					障害児教育実習Ⅰ（事前事後）	